

【EU】「修理する権利」に関する指令の制定

海外立法情報課長 芦田 淳

* 2024年6月、消費者の「修理する権利」を保護するとともに、消費者が壊れた物品について「交換」ではなく「修理」という選択を行うように促すための措置を設ける指令が制定された。

1 制定の背景等

2024年6月13日、「物品の修理を促進する共通規則に関して規定し、規則（EU）2017/2394 [消費者保護協力規則]、指令（EU）2019/771 [物品売買契約指令] 及び指令（EU）2020/1828 [消費者団体訴訟指令] を改正する2024年6月13日の欧州議会及び理事会指令（EU）2024/1799（EEA 関連文書）」¹（以下「2024年指令」）が制定された。同指令は、全24か条と2つの附属書から成り、同年7月30日に施行された。加盟国は、2026年7月31日までに、その規定を国内法化しなければならない（第22条²）。

2024年指令は、欧州委員会の掲げる優先事項であるグリーン移行、特に欧州グリーンディール³とその持続可能な消費という目標を実現するために提案された⁴。その背景には、次のような事情がある。①消費財が壊れた場合、修理して長く使い続けることができるにもかかわらず、消費者は修理を求めず、早期に廃棄してしまうことが多い。②消費者が購入した修理可能な物品が早期に廃棄されることは、廃棄物の増加につながり、温室効果ガスの排出や、新たな物品の生産に必要な資源の需要増加を招く。③消費者が購入した修理可能な物品が早期に廃棄されるという問題は、EU全域で幅広い物品について存在している。そこで、2024年指令は、持続可能な消費を促進するため、消費者が購入した物品の修理を促進しようとするものである。ただし、物品が引き渡された時に存在し、かつ、その時から2年以内に明らかになった欠陥については販売事業者の責任が既に定められているため⁵、2024年指令は、この責任の外で物品の欠陥が発生したか、又は明らかになった場合に、消費者が購入した物品の修理について適用される（第1条）。

2 2024年指令の主な規定

(1) 定義（第2条）

2024年指令は、「物品」について、物品売買契約指令（Directive (EU) 2019/771）第2条第5項に定義する物品であって、水、ガス及び電気を除いたものと定義している。同項は、物品

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2024年9月9日、[]は筆者による補記である。

¹ Directive (EU) 2024/1799 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 on common rules promoting the repair of goods and amending Regulation (EU) 2017/2394 and Directives (EU) 2019/771 and (EU) 2020/1828 (Text with EEA relevance), OJ L, 2024/1799, 10.7.2024. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2024/1799/oj>>

² 以下、特に断りがない限り、条名は2024年指令のものである。

³ 欧州グリーンディールは、2019年に欧州委員会により示されたもので、温暖化、気候変動、生物種の喪失、森林や海洋の汚染と破壊への危機感に基づく「気候及び環境関連の課題への対応策」であり、経済成長が資源利用から分離される「新しい成長戦略」とされる。谷本圭子「消費者法と持続可能性原則—「欧州グリーン・ディール」からの示唆—」『立命館法學』409号, 2023.12, pp.413-414. <<https://ritsumei.repo.nii.ac.jp/records/2000484>>

⁴ 以下、本段落の説明は、“Explanatory Memorandum to COM(2023)155,” 2023.3.22. EU Monitor website <https://www.eumonitor.eu/9353000/1/j4nvhd3k3hydzq_j9vvik7m1c3gyxp/vmlmey1074z2#sdfootnote2sym> に基づく。

⁵ 物品売買契約指令（Directive (EU) 2019/771）第10条に基づく。

として、①有体の動産、②デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスを組み込み、又はこれと相互に接続された有体の動産であって、デジタル・コンテンツ又はデジタル・サービスの不存在がその物品の機能を妨げるもの（「デジタル要素を伴う物品」）を挙げている⁶。

また、「製造事業者」とは、持続可能な製品のためのエコデザイン規則（Regulation (EU) 2024/1781）第2条に従い、製品を製造するか、又は製品の設計若しくは製造を行わせ、その製品を自らの名称又は商標の下で市場に出す自然人又は法人をいう。「修理事業者」については、自らの取引、事業又は職業に関連して修理サービスを提供する自然人又は法人であって、修理サービスを提供する製造事業者及び販売事業者並びに修理サービス提供者（独立しているか、当該製造事業者又は販売事業者と提携しているかは問わない。）を含むものと定義している。

（2）製造事業者の修理義務（第5条）

加盟国は、製造事業者が、消費者の要請に応じ、所定のEU法によって修理可能要件が定められている物品⁷について、その要件の範囲内で確実に修理を行うようにしなければならない。ただし、修理が不可能な場合、製造事業者は、当該物品の修理を行う義務を負わない。また、製造事業者は、修理義務を履行するために修理を下請に出すことができる。

修理は、次の条件で行われるものとする。①無償又は合理的な価格で行われること、②製造事業者が当該物品を物理的に所持し、受領し、又は消費者によって当該物品にアクセスできるようになった時点から合理的な期間内に行われること、③製造事業者は、修理期間中、代替品の無償貸与又は合理的な料金での貸与を消費者に行うことができること、④修理が不可能な場合、製造事業者は、再生品（refurbished good）を消費者に提供できること。

（3）修理事業者を探しやすくするための措置（第7条）

消費者が、修理事業者をより簡単に見付けることができるようにするため、「欧州オンライン修理プラットフォーム」を設ける。当該プラットフォームについて、欧州委員会は共通オンラインインターフェースの開発、加盟国は国内修理事業者の登録管理等を担うこととなっており、運用開始は2027年が予定されている⁸。

（4）修理事業者の提供する情報の標準化（第4条、附属書I）

修理事業者が消費者に提供する情報のひな型（「欧州修理情報フォーム」）を設け、そこには、①修理事業者に関する情報（所在地、連絡先等）、②修理サービスに関する情報（修理の対象となる物品、価格又は価格が合理的に事前に算出できない場合には価格算出方法及び最高価格、修理完了までに必要な期間等）が含まなければならないとした。情報の標準化により、消費者による修理サービスの比較が容易になることが見込まれている⁹。

（5）保証期間の延長（第16条）

物品売買契約指令を一部改正し、消費者が、法的保証に基づいて物品を交換する代わりに修理を選択した場合、保証期間を1年延長するものとした。

⁶ 物品売買契約指令の訳文に関しては、カライスコス アントニオス（ほか）訳「翻訳 物品の売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令（Directive (EU) 2019/771）」『ノモス』45号、2019.12、p.179。<<https://www.kansai-u.ac.jp/ILS/publication/asset/nomos/45/nomos45-08.pdf>>を参照した。

⁷ 家庭用洗濯機・家庭用洗濯乾燥機、家庭用食洗器、冷蔵庫、電子ディスプレイ、溶接機器（welding equipment）、掃除機、サーバ・データストレージ機器、携帯電話・コードレス電話・タブレット機器、家庭用回転式（tumble）乾燥機、バッテリー組込製品を指す（附属書II）。

⁸ “Directive on repair of goods: Promoting repair contributes to sustainable consumption.” European Commission website <https://commission.europa.eu/law/law-topic/consumer-protection-law/consumer-contract-law/directive-repair-goods_en>

⁹ *ibid.*